

議第51号

呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護保険条例の一部を改正する条例

呉市介護保険条例(平成12年呉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>付則</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度</u>から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とす</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第3章の2 保健福祉事業(第3条の3)</u></p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>付則</p> <p><u>第3章の2 保健福祉事業</u> <u>(保健福祉事業)</u></p> <p><u>第3条の3 市長は,法第115条の49の規定による事業として,介護用品支給事業を行う。</u></p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項,<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を</p>

る。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(7)～(13) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、15,840円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「15,840円」とあるのは「27,720円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15,840円」とあるのは「42,900円」と読み替えるものとする。

控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(7)～(13) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、15,840円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「15,840円」とあるのは「27,720円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15,840円」とあるのは「42,900円」と読み替えるものとする。

付 則

1～20 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

21 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中

「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

22 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

23 第21項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第6号の改正規定及び付則第21項から第23項までを加える改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の呉市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第8期介護保険事業計画期間における保険料率を設定するとともに、介護保険法施行令の一部改正等に伴う所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。